令 和 0 6 年 度　　第 3 回　　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 2 月 2 3 日　　午後03時00分～ 午後05時00分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　5 名
内　容			

会議に先立ち、刑事組織犯罪対策課長、交通課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　令和６年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーン
（１）期間中の交通人身事故発生件数
　　昨年１２件から本年は６件と半減
（２）具体的な取組
　ア　高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
　（ア）本田広小路交差点での歩行者事故防止対策
　　・　歩行者に対する交通安全チラシの配布
　　・　高齢者の履く靴のかかとに反射材を貼付
　（イ）保育園での交通安全指導
　　安全な道路の横断方法について指導
　イ　二輪車ストップによる交通事故防止
　　ドライバーの速度超過への注意を喚起し、ヘルメットの正しい着用法を教示
　ウ　飲酒運転の根絶
　（ア）飲食店等に対する働き掛け
　　運転者への酒類提供禁止、ハンドルキーパー運動への協力を依頼
　（イ）飲酒検問の実施
　　見せる取締りによる飲酒運転の抑止
　エ　自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
　　改正道路交通法の施行に伴う自転車の酒気帯び運転、ながらスマホの罰則強化についてチラシを配布して広報
　オ　夕暮れ時と夜間の交通事故防止
　　警察車両の赤色灯を点灯して走行し、ドライバーや歩行者の注意を喚起
2　初動捜査班の活躍と検挙対策
（１）本年の犯罪検挙状況（１１月末まで）
　ア　侵入盗を除いた各犯罪の検挙件数が昨年比で増加
　イ　余罪の数により件数が減少した侵入盗も、検挙人員は増加
（２）初動捜査班の活動
　　被害認知後の迅速・的確な防犯カメラ捜査による検挙

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（１）改正道路交通法等の一部施行に伴う取組
　ア　改正道路交通法等の一部施行
　（ア）運転中のながらスマホ
　　自転車に乗りながら通話する行為や、画面を注視する行為の罰則が強化
　（イ）酒気帯び運転
　　自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備
　イ　交通人身事故の発生状況（１月～１１月）
　（ア）昨年と比較して大幅に減少
　（イ）昨年の発生は１２月が最多、飲酒事故は冬に増加傾向で、本年も要注意
　ウ　広報啓発活動
　（ア）自転車の交通ルールを新聞折り込み、交通指導警告等により周知
　（イ）酒類提供店に対する情報発信の協力依頼、各種交通安全教室の開催
　エ　交通指導取締り
　（ア）自転車に対する指導取締りの強化
　（イ）ボランティアと連携した自転車事故防止対策
（２）犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）問題
　ア　「闇バイト」について

（ア）本年８月以降、一連の闇バイトによる強盗事件が発生
（イ）主にＳＮＳ上で「高額収入」、「即日入金」等の文言で犯罪の実行者を募集
（ウ）闇バイトに手を染め「捨て駒」として犯罪を続けてしまった人たちの末路
イ　「匿名・流動型犯罪グループ」（いわゆる「トクリュウ」）について
（ア）端的に表現すると「中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化」
（イ）秘匿性の高い通信手段を使用して実行役に指示するなど、各種犯罪によって得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化
（ウ）犯罪の実行者はＳＮＳ、求人サイト等でその都度募集し、検挙されても新たな者を募集するなど流動化
ウ　「闇バイト」対策
（ア）「闇バイト」に手を出させない。
（イ）「闇バイト」に手を出したとしても安全に離脱させる。
（ウ）学校における防犯講話や各種キャンペーンによる広報啓発
エ　一度でも「闇バイト」に足を踏み入れてしまった人のために
（ア）勇気を出して警察に相談
（イ）「闇バイト」から離脱したい人たちの安全を守る保護対策

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）改正道路交通法等の一部施行に伴う取組について
ア　改正点等について、どのように広報啓発していくのか。
【回答】・　区や学校と連携した交通安全教育の推進
・　ポスター掲示やチラシ配布による法律（改正点）の可視化
イ　新聞を購読していない家庭が多いが、折り込み以外に周知方法はあるのか。
【回答】　駐輪場でのポスター掲示等、協力を求めて積極的に広報啓発していく。
ウ　運転者に酒類を提供させないため、どのように飲食店へ働き掛けるのか。
【回答】　飲食店に対する厳罰化の啓発活動を継続していく。

（２）闇バイト問題について
ア　学校に動画を紹介し、ポスターを配布するなど教材として活用してはどうか。
【回答】　当署スクールサポーターによる、学校での防犯講話やセーフティー教室等の広報啓発活動を、今後も継続していきたい。
イ　保護対策で警察に相談した場合、どんな救済が受けられるのか教えてほしい。
【回答】　相談者の危険度に応じて、パトロール強化等の対策を実施する。
ウ　高齢者はタンス預金で現金を手元に置く人が多いので、狙われる危険性が高いのではないか。
【回答】　タンス預金の危険性を説明し、自宅に高額現金を置かないよう粘り強く促していく。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和６年度第４回会議は、令和７年３月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 0 月 1 8 日　　午後03時00分～ 午後05時15分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　5 名

内　容

会議に先立ち、刑事組織犯罪対策課長、交通課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　前回会議での要望に対する取組
区役所に対する車道と歩道間の縁石を低くする旨の申入れ結果
（1）既存の段差改修は困難だが、バリアフリーの観点から検討の余地あり
（2）新規に都市計画道路を整備する場合、原則として段差は少なくなる方向
2　特殊詐欺等の発生と対策
（1）被害発生状況
ア　都内の概況
イ　管内の概況
（2）ＳＮＳを利用した新たな詐欺の手口
ア　ＳＮＳ型投資詐欺
暗号資産や株に投資すれば利益が得られると申し向けて金品をだまし取る。
イ　ＳＮＳ型ロマンス詐欺
恋愛感情等を抱かせながら投資・交際名目で金品をだまし取る。
（3）被害防止対策
ア　コンビニエンスストアへの協力依頼
（ア）高額の電子マネー購入者に対する声掛け
（イ）携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作する客への声掛け
（ウ）利用客、通行人等から詐欺被害の訴えを受けた場合の対応
イ　金融機関への協力依頼
（ア）高齢者に対する声掛け
（イ）高額な現金引き出し、振込み依頼を受けた際の通報（ホットライン通報）
（ウ）上記ア（ウ）と同じ

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）交通事故防止対策
ア　令和６年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーンの推進について
（ア）人身事故発生件数（１月～９月）
昨年と比較して減少傾向
（イ）月別・時間帯別の発生状況
・　昨年は１２月の発生が最多、年末に向けて増加傾向
・　通勤通学時間帯に事故が多発
イ　自転車の安全対策
（ア）自転車の正しい運転方法
原則として車道の左側を通行。歩道通行は例外、歩行者を優先
（イ）道路交通法の一部改正（１１月１日から自転車の罰則強化）
飲酒運転、運転中の携帯電話等使用等の禁止
（ウ）広報啓発活動
・　電動自転車の安全教室
・　ヘルメット着用の呼び掛け、自転車交通ルールの周知
ウ　「令和６年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーン」
年末に向けた取組の強化（１２月１日から７日までの間）
（ア）二輪車ドライバー対策
速度超過に対する注意喚起と正しいヘルメット着用の教示
（イ）飲酒事故根絶に向けた広報啓発活動
（ウ）街頭活動による交通指導取締り
（2）初動捜査班の活躍
ア　初動捜査班とは
（ア）検挙対策プロジェクトチームとして編成

（イ）あらゆる犯罪の検挙対策を強力に推進
イ　初動捜査班の任務
（ア）犯罪の認知と同時に防犯カメラ画像等を収集
（イ）防犯カメラ画像等を解析して犯人を早期に割出し
ウ　防犯カメラの設置状況
（ア）街頭防犯カメラ約９００台（当庁最多）
（イ）一般設置カメラ約２１５０台（一般家庭、銀行、郵便局等が設置）
（ウ）管内住民の自家用車、バス、タクシーのドライブレコーダー
エ　成果（主な検挙例）
凶悪犯人、特殊詐欺犯人等の検挙

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）道路交通法改正に伴う自転車違反取締りについて
ア　どのように自転車に対する指導取締りを実施していくのか。
【回答】飲酒運転、ながらスマホ運転等の事故に直結する悪質な違反を取り締まることによって、交通事故を減らしていく。
イ　幅広い年齢層で増加する「ながらスマホ」にどのような対策を講じるのか。
【回答】街頭配置や各種キャンペーンのほか、学校や企業・団体での交通安全教室等を継続し、危険性と罰則を周知していく。
ウ　自転車を取り締まる際の身分確認は、どのような方法で実施するのか。
【回答】運転免許証のほか、マイナンバーカード、保険証、学生証等で、誤りなく身分確認を実施している。

（２）犯罪抑止について
ア　一般世帯が防犯カメラ設置するための補助金制度等はあるのか。
【回答】葛飾区では今年から、設置費用全体の半額（個人宅は最大４万円、集合住宅は最大５０万円まで）を補助する制度が始まっている。
イ　町会の夜間パトロールに同行する制服警察官を増員してほしい。
【回答】地域課員を中心に積極的に参加していきたい。
ウ　管内に居住する外国人が集まる場所や居住実態を把握しているか。
【回答】１１０番通報や各種相談等をもとに把握している。

[その他の意見要望等]

なし

その他	１　会議前に、警備課から警視庁における災害対策の取組を紹介した。 ２　会議前に、選挙に関する留意事項について確認した。 ３　令和６年度第３回警察署協議会は１２月に開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 6 月 2 1 日　　午後03時00分～ 午後05時30分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　4 名
内　容			

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

１　交通事故防止対策
（１）交通人身事故発生状況（１月～５月の手集計）
ア　交通事故発生件数
（ア）管内人身事故件数
１４４件（昨年比－４４件）
（イ）高齢者関与事故
５６件（昨年比－２１件）
（ウ）自転車関与事故
９１件（昨年比－２４件）
イ　当署における事故の特徴
自転車関与率が６３．２％と、都内平均４４．７％に比べて高い。
（２）令和６年春の全国交通安全運動の実施状況
ア　安全運動出動式
１日警察署長を迎えて自転車事故防止をアピール
イ　各種イベント・キャンペーン
（ア）「横断ＳＡＦＥＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ」キャンペーン
（イ）「交通事故死ゼロを目指す日」キャンペーン
（ウ）関係機関・団体等との協働
・　自動車教習所との合同キャンペーン
・　交通少年団による事故防止キャンペーン
２　管内の児童虐待の概況
（１）児童虐待の定義
ア　身体的虐待
イ　性的虐待
ウ　怠慢又は拒否（ネグレクト）
エ　心理的虐待
（２）児童虐待の現状
ア　管内の件数
イ　行為別の内訳
（３）葛飾区児童相談所との連携
ア　広報啓発活動
児童虐待防止キャンペーン等
イ　合同訓練の実施
児童虐待事案を想定した対応訓練

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）交通安全対策
ア　高齢者の自転車事故防止
（ア）自転車が関与する事故
・　自転車利用者のうち高齢者の割合は３３％（昨年比－７％）
・　高齢者の人身事故については５３．５％が自転車利用時の発生
（イ）高齢者の自転車事故の類型
・　単独事故が５２％で、原因の多くは操作ミス
・　次いで、出会い頭２３％、右左折時１０％
（ウ）高齢者に対する交通ルールの周知とヘルメット着用の促進
・　交通ルールを知ってもらうことで交通違反に伴う事故の発生を防止
・　高齢者がよく利用する施設での交通安全教室
・　街頭キャンペーン等での自転車交通ルールのチラシ配布、反射材の貼付
・　自転車用ヘルメット展示による着用意識の向上

イ　幅広い対象への安全教育・情報発信
（ア）新入学児童の歩行訓練
（イ）小学生の自転車実技教室
（ウ）高校生による交通事故の防止対策
（エ）外国人に対する自転車交通安全教室
（オ）企業向け交通安全講話
（２）特殊詐欺被害防止対策
ア　特殊詐欺被害の概況
被害件数は減少しているが、被害金額は増加傾向
イ　未然防止事例
金融機関職員やコンビニ店員による声掛けにより還付金詐欺を未然に防止
ウ　携帯電話を使った詐欺への対策
非通知拒否設定や不審電話対策サービス等の積極的利用を広報啓発
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）高齢者の自転車利用について
ア　車道と歩道の間の縁石が高く、自転車が転倒するおそれがあるので、縁石を低くしてほしい。
【回答】道路管理者に対して要望を申し入れる。
イ　自転車の前カゴに重い荷物を積んで運転すると転倒のおそれがあるので、注意喚起してほしい。
【回答】今後見掛けた際には注意喚起していく。
ウ　電動自転車は出力が強く、高齢者が操作を誤って事故に至ることが懸念されるので、電動自転車の安全教室を開いてはどうか。
【回答】安全教育の内容に取り入れることを検討する。
（２）特殊詐欺対策について
ア　どのように高齢者に特殊詐欺被害防止を周知していくのか。
【回答】イベント等で呼び掛けやチラシ配布を繰り返し、高齢者宅への戸別訪問や巡回連絡の際に、その場で了解を得て無料の自動通話録音機、国際電話通話拒否機能、ナンバーディスプレイ機能等を設定すること等を継続していく。
イ　コンビニ店員による高齢者への声掛けについて、どのように推進するのか。
【回答】各舗ごとに担当者を指定して、詐欺被害が疑われる人への積極的な声掛けや通報を要請している。

[その他の意見要望等]

なし

その他	１　会議前に、選挙に関する留意事項について確認した。 ２　令和６年度第２回警察署協議会は９月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 4 回　　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 3 月 2 2 日　　午後03時00分～ 午後05時00分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　5 名

内　容

会議に先立ち、警備課長、交通課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　各種警備諸対策の推進
（1）「はたちのつどい」の概要
ア　式典参加人員
２，２３４名（昨年比＋５１０名）
イ　警備実施結果
特異なトラブル等は無く警備を完遂
（2）災害対策について
ア　キャンペーンの実施
ＪＲ新小岩駅で災害用パンフレット配布
イ　合同防災訓練の実施
本田公園において町会と合同訓練
2　各種交通対策の推進
（1）交通人身事故発生状況（令和５年）
ア　高齢者が関与する事故件数
イ　自転車が関与する事故件数
（2）高齢者の自転車交通事故防止対策
ア　交通安全教育の推進
（ア）出前型自転車安全教育
（イ）企業での自転車のルール等の講義
イ　広報啓発活動の推進
（ア）街頭でのチラシ配布活動
（イ）反射材の貼付活動
（3）取締り活動ガイドライン
ア　駐車監視員による取締り活動
イ　重点路線・地域等の見直しについて
3　行方不明・保護取扱いの概況
（1）管内の行方不明者と保護の取扱い
ア　取扱件数（令和４年・令和５年）
行方不明届、保護
イ　保護の概要
（ア）生活安全課による保護
（イ）地域課による保護
（2）特異な取扱事例

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）令和６年春の全国交通安全運動の実施について
ア　重点目標
自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
イ　広報啓発
（ア）自転車のシミュレーターを使用したイベントの実施
（イ）自転車ヘルメット着用の促進
（2）管内の児童虐待の概況について
ア　児童虐待の定義（４つの行為）
身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）、心理的虐待
イ　児童虐待の現状
（ア）管内での件数
（イ）行為別の内訳
ウ　関係機関との連携

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）交通安全運動について

ア　自転車ヘルメット着用率を向上させる対策を講じてほしい。

【回答】　キャンペーンや街頭活動、地区講習会等を通じてチラシや反射材の配布を実施するとともに、ヘルメット着用を呼び掛けていく。

イ　自転車利用者によるスマホの「ながら運転」や「歩きスマホ」について対策を講じてほしい。

【回答】・　自転車の危険な運転は厳正に取締りを行い、取締りに至らない場合でも警告カード等を活用して指導警告を実施していく。

・　危険な歩きスマホに対して注意喚起していく。

（２）児童虐待について

ア　警察と関係機関との連携について教えてほしい。

【回答】　児童相談所や子供家庭支援センターの把握する具体的な情報を共有し、専門的技能・知識を活用するため、緊密な連携を図っている。

イ　児童虐待事案が増えているので、警察と関係機関の連携について周知する工夫が必要ではないか。

【回答】　各機関のチラシを活用するとともに、合同のキャンペーンや講話を繰り返し、地域住民にアピールしていく。

[その他の意見要望等]

令和６年「第七方面区内警察署協議会代表者会議（２月７日）」について、参加した委員から説明があった。

その他	令和６年度第１回協議会は、令和６年６月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第3回　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年12月18日　午後03時00分～ 午後04時50分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　7名 署長ほか　5名

内　容

会議に先立ち、交通課長、警備課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　高齢者及び自転車の交通事故防止対策について
（1）交通事故の発生状況
ア　秋の交通安全運動期間中の交通事故発生状況
（ア）都内の交通事故発生状況
（イ）管内の交通事故発生状況
（2）高齢者自転車に代わる移動手段
ア　新交通手段「グリーンスローモビリティ」運行開始
イ　現在までの利用状況
（3）電動キックボード対策
ア　電動キックボード交通指導
イ　スケアードストレイトによる訓練動画

2　子供と女性の犯罪被害防止対策について
（1）管内の被害状況
ア　被害発生状況
イ　前兆事案件数
（2）子供と女性の犯罪被害防止対策
ア　都民への広報
（ア）不審者情報等の早期通報の呼び掛け
（イ）積極的な情報発信
イ　都民や他機関の協力
（ア）関係機関等との活動状況
（イ）「ながら見守り」の推進
ウ　警察による対策
（ア）危険箇所に対するパトロールの実施
（イ）具体的な防犯教育の推進

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）高齢者、自転車の交通事故防止対策
ア　薄暮時と夜間（路上寝込み）の交通事故防止対策
イ　電動キックボードに対する安全対策の推進
（2）各種警備事案に向けた警備諸対策の推進
ア　「はたちの集い」警護・雑踏警備
イ　大規模災害を風化させない広報啓発活動と災害警備訓練計画
（3）行方不明者及び保護取扱いの概況
ア　「行方不明者」と「保護」について
（ア）行方不明者
（イ）保護
イ　管内の行方不明者届出と保護の件数
（ア）行方不明者届出数
（イ）保護の件数
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）高齢者、自転車の交通事故防止対策
ア　自転車の違反取締り増加が予想されるところ、取締りの方針について教えてほしい。
【回答】警察官の姿を見せる警戒を実施しながら、事故に直結する危険な違反、特に、交差点における取締りに注力して取り組んでいる。
イ　ドライバーが自転車の高齢者を早期に発見できるための取組は行っているか。

【回答】高齢者が、交通安全を身近に感じ、楽しんで、自ら進んで身に付けたくなるような新たな反射材を製作し、区役所とともに装着を促進している。

（２）葛飾区の「はたちの集い」の警備は、どの程度の人員体制を予定しているのか。

【回答】前回よりも警戒警備要員を増員し、
・会場周辺の交通規制、駐車車両の排除
・会場内の酒類の持込み禁止措置
・要人警護
・警備業者と協力した手荷物警戒の強化
等への従事を検討している。

（３）一般人には、行方不明者や保護対象者の見極めが難しく、対象者の多くを地域警察官が発見しているとのことだが、どのように発見しているのか。

【回答】地域警察官は、１１０番通報や警ら、交通取締り等の取扱現場で、多くの人に声掛けをして手配中の人や帰宅困難者等を発見している。
一見して「おかしい」と思ったら、ためらわずに１１０番してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和５年度第４回協議会は、令和６年３月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第2回　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年10月02日　午後03時00分～ 午後05時00分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　8名 署長ほか　5名

内　容

会議に先立ち、生活安全課長、交通課長、警備課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　自転車盗被害防止対策の推進結果
（1）被害発生状況（発生分布図を用いた説明）
ア　管内の自転車盗難被害件数
イ　場所別被害件数
ウ　町会別被害件数
（2）自転車盗対策
ア　「仕掛学」に基づく警告札の活用
イ　検証結果

2　高齢者及び自転車の交通事故防止対策の推進結果
（1）交通人身事故発生状況
ア　令和５年上半期の交通人身事故発生状況
イ　自転車が絡む事故の態様
（2）高齢者に対する広報啓発活動
ア　自転車ストップ作戦
（ア）自転車に乗る高齢者に対し、直接、具体的な交通指導を実施
（イ）ヘルメットの正しい着用について指導
イ　「反射材貼付作戦」の実施
高齢歩行者を対象に、靴に貼る反射材を配付
ウ　警察署窓口での個別対応
免許証更新・返納の際に詳細な指導

3　災害警備の推進結果
（1）各町会との災害図上訓練
（2）官民合同救出救助訓練
（3）葛飾警察署救出救助部隊による各種訓練の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）高齢者及び自転車の交通事故防止対策について
ア　交通事故発生状況
イ　特定小型原動機付自転車（通称「電動キックボード」）対策の推進
（2）子供と女性の犯罪被害防止対策について
ア　管内の被害発生状況
イ　被害防止対策
（ア）不審者情報の早期通報の呼び掛け
（イ）積極的な情報発信
（ウ）危険箇所等に対するパトロール強化
（エ）関係機関、団体等との連携強化
ウ　防犯教育等
（ア）「ながら見守り」の推進
（イ）地域、職域、学校等を単位とした防犯教育の推進
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）高齢者及び自転車の交通事故防止対策について
ア　自転車に代わる移動手段として、地域で電動ワゴン車を走行させる予定なので交通事故減少に繋がるのか推移を見守りたい。
イ　今後の電動キックボード運転者に対する安全教育や取締りについて、教えてほしい。
【回答】・　現在、区役所において希望者に対して安全教育を実施している。

・　今後は、電動キックボード所有者の増加を見据え、区役所と連携を密にして安全教育を実施するとともに、違反取締りを積極的に推進する。

（２）子供と女性の犯罪被害防止対策について

ア　不審者情報等をタイムリーに入手できる「デジポリス」を広く普及させるための方策はあるのか。

【回答】町会、学校等に対して積極的に情報発信し、普及活動を進めている。

イ　「ながら見守り」で不審者を発見した場合などの通報先や通報手段が分からない人が多いと思うので、教えてほしい。

【回答】警察官が最も早く現場に臨場し、対応できるのは１１０番なので、躊躇せず１１０番通報してほしい。

ウ　警察とコンビニとの連携について説明してほしい。

【回答】・　現在、特殊詐欺に対する通報協力を要請している。

・　児童虐待のおそれのある子供がコンビニに駆け込んだ時の対応・対策について、訓練を予定している。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和５年度第３回協議会は、令和５年１２月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 1 回　　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 6 月 2 0 日　　午後03時10分～ 午後05時10分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　　10 名 署長ほか　　5 名

内　容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、生活安全課長、交通課長、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺防止対策の推進結果
（1）特殊詐欺
　ア　被害発生状況
　イ　手口の種類
　ウ　特殊詐欺防止の各種対策
（2）ＳＮＳで実行犯を募集する手口の犯罪
　ア　強盗や特殊詐欺に加担する「闇バイト」
　イ　「闇バイト」対策

2　高齢者及び自転車の交通事故防止対策の推進結果
（1）交通人身事故の発生状況
（2）交通安全啓発活動の実施状況
（3）取締管理計画の策定
（4）速度取締指針の見直し

3　Ｇ７広島サミットに向けた警備諸対策の推進結果
　事前訓練の実施状況等

4　民間と協働した防災対策
　企業からの防災訓練の要望への対応

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）自転車盗難被害防止対策について
　ア　当署管内の自転車盗難被害発生件数
　イ　仕掛学を取り入れた自転車盗難被害防止対策
（2）高齢者及び自転車の交通事故防止対策について
　ア　当署管内の交通事故発生状況
　イ　児童・生徒への安全教育
　　・　小学生の自転車教室
　　・　中学生の事故体験
　ウ　交通安全啓発活動
　　地区講習会等の取組
（3）災害警備の推進について
　大規模災害に向けた取組状況
　ア　署員への教養及び訓練
　イ　関係機関との合同訓練
　ウ　広報啓発活動
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）自転車盗被害防止対策の推進について
　「自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことで、ヘルメットの盗難対策も必要ではないか」との意見に対し、現状の取組等を説明した。
（2）高齢者及び自転車の交通事故防止対策の推進について
　「自転車のルールを理解していない高齢者が目立つので、高齢者を対象とした講習会等も開催した方がよい」との意見があり、開催状況等を説明した。
（3）災害警備の推進について
　「水害が発生した際の高齢者の避難方法等を周知してほしい」との要望に対し、広報啓発の取組等を説明した。

[その他の意見要望等]

葛飾署管内の盗難被害の発生が多い地域を分析すれば、対策が立てやすくなるので、教えてほしい。

その他	令和５年度第２回会議は、令和５年９月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度　第4回　葛飾警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和05年03月10日　午後03時00分～ 午後04時20分		
開催場所	葛飾警察署　講堂	出席者	協議会委員　9名 署長ほか　9名

内　容

会議に先立ち、副署長、会計課長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　警務課業務推進状況
情報開示、広聴・苦情、警察証明、感謝事例について説明した。また、令和５年度警察官・警察行政職員採用試験について説明した。

2　会計課業務推進状況
当署管内の令和４年中の遺失届出受理件数、主な拾得物及び過去１０年間の遺失物等の取扱状況について説明した。

3　交通課業務推進状況
（１）令和４年中の交通人身事故発生状況については、前年と比較して増加となった。
また、当署管内で発生した重傷事故について説明した。
（２）春の全国交通安全運動（令和５年５月１１日から２０日までの間）の実施について説明した。
（３）違法駐車に関する「取締り活動ガイドライン」の見直しについて説明した。

4　警備課業務推進状況
（１）令和４年１２月から令和５年２月までの各種警備対策について説明した。
（２）Ｇ７広島サミット警備に関すること及び署員に対する警護教養訓練の実施について説明した。

5　地域課業務推進状況
令和４年中の当署管内の１１０番通報入電状況や内訳について説明した。

6　刑事組織犯罪対策課業務推進状況
当署管内における、令和５年１月末現在の指定重点犯罪の認知と検挙状況について説明した。

7　生活安全課業務推進状況
当署管内における犯罪情勢（被害認知件数）と特殊詐欺被害認知状況について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（１）オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策の推進について
（２）高齢者及び自転車の交通事故防止対策の推進について
（３）Ｇ７広島サミットに向けた警備諸対策の推進について
以上について説明し、意見等を求めた。
2　警察署協議会からの意見要望等
（１）オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策の推進について
署長からの説明のとおり取り組んでいただきたい。
（２）高齢者及び自転車の交通事故防止対策の推進について
ア　自転車の交通マナー向上、ヘルメット着用に対する広報啓発活動について特に推進してもらい、取組状況を教えてほしい。
イ　信号機の設置がない箇所、危険な箇所ほど交通量が多いため、人が多い時間帯だけでもよいので警察官を配置してほしい。
（３）Ｇ７広島サミットに向けた警備諸対策の推進について
署長からの説明のとおり取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

1　委員から「電動自転車（特に子供を乗せた保護者）の交通マナーが悪いと感じている。取締り強化等の事故防止対策に取り組んでほしい。また、そういった保護者への指導をもっとしてほしい」との要望があった。

2　委員から「４月１日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されるが、どのような広報啓発活動を進めていくのか。また、ヘルメット着用を周囲に伝えるためのアドバイスがほしい」との要望があった。

3　委員から「お花茶屋駅付近で何らかの取締りをしていたパトカーが、急にサイレンを鳴らして走り出したため、近くにいた保育園児らが、それに驚いて横断歩道を渡れないことがあったので気を付けてもらいたい」との意見があった。

4　委員から「強盗事件が多発しているが、葛飾区内でも発生しているのか」との質問があった。

5　委員から「民間企業は防災訓練に参加する機会がないので、防災に対する決めごとなどがあれば教示してもらいたい」との要望があった。

その他	令和５年度第１回会議は、令和５年６月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。